平成２４年（フ）第５６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋335番地
債務者　亀井　光明
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成25年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第４９７号
和歌山市今福２丁目３番45号　今福第一団地１棟206号
債務者　徳谷　順也
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　庸己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８００号
埼玉県所沢市大字上安松字島台20番地62　銀水荘102号室、住民票上の住所埼玉県所沢市大字上安松1379番地の16
債務者　馬場　久男
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　剛毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７４号
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅106番地の２　サワフジビル502号
債務者　渡慶次道秀
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天方　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５１６号
沖縄県那覇市前島３丁目26番14号　コーポ前島306
債務者　磯野　　均
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原弘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２４号
北海道岩見沢市東山６丁目７番８号
債務者　小原　隆広
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８０号
青森県弘前市大字八幡字北原22番地７
債務者　五十嵐秋美
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１８５８号
埼玉県新座市新堀３丁目９番28号　アネックス清瀬202号室
債務者　菅生　完人
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６５号
さいたま市岩槻区加倉５丁目２番58号　村崎真吾方
債務者　中田　　修
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８７４号
埼玉県幸手市大字幸手3825番地２　ハイツ長倉103
債務者　大庭　　剛
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保108番地５　江原第１コーポレーション203号
債務者　大熊　敏實
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保108番地５　江原第１コーポレーション203号
債務者　大熊　利恵
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４７６号
愛知県知多郡武豊町字緑台２丁目37番地　雇用促進事業団２棟101号
債務者　増田　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２号
島根県江津市桜江町市山405番地１
債務者　湯淺　弘子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３０５号
岡山県倉敷市北畝１丁目１番16号　メゾン原201
債務者　野田　雅子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
北海道帯広市東５条南５丁目５番地17　ピア５・206号室
債務者　坪　久之助
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係